

(別表2-1)

## 2019年度 乗務員年間教育計画

十和田観光電鉄株式会社  
作成:2019年4月1日

教育実施期間	教育名	教育内容	教育項目	国交省告示 リンク項目	形態	対象	実施場所	教育担当者	所要時分	備考
平成31年4月 ～ 令和1年6月 (他選任時)	初任講習 (乗合)	運転の心構えについて	交通ルールの順守、 日常点検・故障時の対応	(1)・(2)	机上  (実技)	初任 運転者	事務所 (営業所)	安全指導室 整備管理者	6時間 以上	一般運転者
		構造上の特性について	車両の危険性の把握の必要性	(3)						
		安全輸送について	急の付操作に危険性・事件事例検証	(4)・(5) (6)・(7) (11)				運行管理者 指導運転者	10時間以上	
		健康管理について	適正に応じた運転・体調管理	(8)・(10)					高速 20時間以上	
	初任講習 (貸切)	運転の心構えについて	交通ルールの順守、 日常点検・故障時の対応	(1)・(2)	机上  (実技)	初任 運転者	事務所 (営業所)	安全指導室 整備管理者	10時間 以上	
		構造上の特性について	車両の危険性の把握	(3)						
		安全輸送について	急の付操作に危険性・事件事例検証	(4)・(5) (6)・(7) (11)				運行管理者 指導運転者	20時間 以上	
		健康管理について	適正に応じた運転・体調管理	(8)・(10)						
平成31年4月1日 ～ 平成31年4月15日	春の全国交通 安全運動期間 (5/11～5/20)	交通安全運動について	重点実施事項	(1)・(2)	集合	全運転者	各営業所	社長	10分	指導教育
		車両の点検整備について	日常点検の仕方・故障時の対応	(3)				安全統括 管理者 安全指導室	50分	
		歩行者・高齢者の事故防止 について	危険を予測した運転 ・事件事例の検証	(6)・(7)						
		健康管理について	健康診断の受診	(10)						
令和1年6月1日 ～ 令和1年6月30日	車内事故防止 (6/1～6/30)	安全輸送について	交通ルールの順守	(2)	巡回	運転者	各営業所	所長 運行管理者	30分	指導監督
		車内事故防止について	路線上の危険箇所について	(4)・(5)						
令和1年7月11日 ～令和1年7月20日	夏の交通安全 県民運動期間 (7/11～7/20)	交通安全運動について	重点実施事項	(1)・(2)	巡回	運転者	各営業所	社長  安全統括 管理者 安全指導室	30分	指導監督
		二輪車の事故防止について	安全運転のために留意すべき事項	(6)・(7)						
		過労防止について	健康が起因する事件事例検証	(9)						

(別表2-2)

## 2019年度 乗務員年間教育計画

十和田観光電鉄株式会社

教育実施期間	教育名	教育項目	教育内容	国交省告示 リンク項目	形態	対象	実施場所	教育担当者	所要時分	備考
令和1年9月1日 ～ 令和1年9月20日	秋の全国交通 安全 運動期間 (9/21～9/30)	交通安全運動について	交通ルールの順守	(1)・(2)	集合	全運転者	各営業所	社長	10分	指導教育
		高齢者の事故防止について	道路状況の危険性 事事故例の検証	(6)・(7)				安全統括 管理者 安全指導室	50分	
		健康管理について	身体に異常を感じた際の措置	(9)・(10)						
令和1年11月1日 ～ 令和1年11月30日	無事故強調 月間 (11/1～11/30)	無事故運動について	安全運転に関する事項	(2)	巡回	運転者	各営業所	所長 運行管理者	30分	指導監督
		安全輸送について	乗客の安全確保に留意すべき事項	(4)・(5)						
		適性診断について	診断結果に応じた指導	(8)						
令和1年12月10日 ～ 令和2年1月10日	年末・年始輸 送 安全総点検 (12/10～1/10)	年末・年始の安全総点検 について	年末・年始における安全総点検実施	(1)・(2) (3)	巡回	運転者	各営業所	所長 安全統括管 理者 整備管理者	30分	指導監督
		冬期の安全輸送について	路面状況に即した安全運行	(6)・(7)						
令和1年12月11日 ～ 令和1年12月20日	冬の交通安全 県民運動 (12/11～12/ 20)	冬の交通安全運動について	重点実施事項	(1)・(2) (3)	集合	全運転者	各営業所	社長	10分	指導教育
		冬道の事故防止について	冬道の危険性と事事故例検証	(4)・(6) (7)				所長 安全指導室	50分	

○事故惹起者教育は、重大事故・車内事故等人身に関わるもの及び特異な事故等について会社が指定した者が実施する。

○役員及び安全統括管理者は、運行管理体制の強化を図るため、各営業所の運行管理の実施状況を定期的に巡回指導する。

○乗務員に対する指導監督は、年2回以上営業所ごとに集合教育を実施とする。指導監督に関する資料は全員に周知する。

○適性診断は、受診計画を作成し実施とするほか、適齢診断等、65才到達時及び特定診断結果は各所長が指導する。

○安全意識の向上を図るため、所属する乗務員を対象に、各所長は年一回以上の個人面談を実施する。

○その他関係機関の輸送の安全に係わる情報活用は、安全統括管理者が指示、各所長と安全指導室が連携し周知する。

○関係法令等の改正に係わる従業員の指導、監督は、安全統括管理者が指示、各所長と安全指導室が連携し周知する。